

本用紙は、日本・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を含む消防計画の記入要領です

消防計画

第1節 防火管理業務

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき 防火対象物名 における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、防火対象物名 に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の業務と権限)

第3条 防火管理者は 防火管理者名 とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る

- ア 建物
- イ 防火設備
- ウ 避難設備
- エ 電気設備
- オ 危険物施設
- カ 火気を使用する設備器具
- キ 消防用設備等・特殊消防用設備等

非該当部分は削除する

- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備の立会い
- (5) 改修工事など工事中における防火管理及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人数の適正管理
- (8) 職員に対する防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) 放火防止対策の推進

- (12) 地震防災に関する事項
- (13) その他火災予防上必要な事項

(消防機関との連絡及び届出、書類の管理)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

1 消防機関へ報告、届出する事項

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防訓練実施における事前通知
- (4) 消防用設備等点検結果報告
- (5) その他法令、条例に基づく必要な届出

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

(火災予防上の検査・点検)

第5条 火災予防上の検査及び点検は次のとおりとする。

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1のとおり。
- (2) 別表1は職員へ周知する。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は別表2・3に基づき各担当区域の火元責任者がチェックする。

イ 定期的に行う検査は別表4に基づき各担当区域の火元責任者がチェックする。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

自主点検は別表5に基づき防火担当責任者がチェックする。

点検回数は年2回とする。

3 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 法定点検は、事業所内消防設備等点検有資格者又は専門業者に委託して行う。
- (2) 防火管理者は、法定点検時に立合う。
- (3) 法定点検の結果は_____年に1回、消防署長へ報告する。

(予防管理対策)

第6条 予防管理対策は次のとおりとする。

1年、または3年

消防署へお問い合わせください

1 火災予防上の遵守事項

火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前後は必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておく。
- (3) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のため使用する施設には、避難の妨害となる物品等を置いたりしない。また避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。
- (4) 火災を発見した場合は消防機関（119）に通報するとともに防火管理者へ連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (5) 危険物の貯蔵、又は取扱いにおいては、指定場所以外で貯蔵、取扱いをしない。

2 放火防止対策

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等には施錠をする。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) 火元責任者または最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

（自衛消防隊）

第7条 自衛消防組織の編成及び活動は次のとおりとする。

1 組織の編成

自衛消防隊の編成については別表6のとおりとし、事務室等の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

- (1) 通報連絡担当
 - ア 連絡通報担当又は火災を発見した者は119番通報するとともに施設内にいる者へ知らせる。
 - イ 消防機関へ通報するとともに、放送設備等により出火場所や避難誘導などを施設内にいる者へ知らせる。
- (2) 初期消火担当
 - ア 出火場所に急行し、初期消火活動を行う。
 - イ 近くにある消火器等を用いて消火する。
- (3) 避難誘導担当
 - ア 火災の状況を把握し、適切な避難口まで誘導する。
 - イ 施設内にいる者を落ち着かせて行動するよう誘導する。
 - ウ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認をする。
- (4) 安全防護担当

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸を閉鎖する。

イ 電気、ガス等の安全措置を実施する。

(5) 応急救護

ア 負傷者の手当てを行う。

イ 救急隊と連携し負傷者を速やかに搬送する。

(地震対策)

第8条 地震対策は次のとおりとする。

1 震災予防措置

- (1) 建物及び建物に付随する建築物等の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止処置及び自動消火装置等の作動状況の確認
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の処置
- (4) 防火管理者及び火元責任者は被害を発生するに至らない地震の場合であっても、地震後建物火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

2 地震時の活動

- (1) 防火管理者は、防火担当責任者等を指揮、火気使用設備器具からの出火防止処置を行うこと。
- (2) 避難は、防災機関からの避難命令または防火管理者の判断により開始する。
- (3) 避難場所は_____とする。

3 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言等が発せられた場合、自衛消防隊は別表6に定める任務を行う。

(防災教育及び消防訓練)

第9条 防災教育及び消防訓練は次のとおりとする。

1 防災教育

防火管理者は、消防訓練を実施し、次の事項を遵守、周知する。

- (1) 火災予防上の遵守事項
- (2) 防火管理に関する各自の任務並びに責任の周知徹底
- (3) 震災対策に関する事項
- (4) その他火災予防上必要な事項

2 消防訓練の実施

- (1) 消火訓練及び避難訓練を年_____回、通報訓練を年1回以上実施する。

1回、または2回

消防署へお問い合わせください

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたる。

- (3) 訓練実施者は自衛消防隊及び職員とする。

- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波からの避難訓練を併せて実施した場合は、当該訓練を別に実施しないものとする。
- (5) 防火管理者は、訓練を実施しようとする時はあらかじめその旨を消防機関へ通知する。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

(目的)

第10条 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第11条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表7のとおり指定する。

- 1 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 2 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第12条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを見知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

なお、海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちにこれらの措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に利用者等の避難誘導にあたらせること。

例) グラウンド、店舗駐車場 等
 - (4) 従業員を_____に集合させ、避難させること。
避難経路は別表8避難経路図に示すとおりとし、事務室等見やすいところに掲示する。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第 13 条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第 14 条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、隨時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第 15 条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに各避難口につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
なお、中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として 3 階以上）を避難場所とすることができるに留意すること。
- 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員等を避難誘導すること。
- 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。
- 5 避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮すること。
- 6 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。

また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。

(その他不測の事態)

第 16 条 隊長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適當でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応)

第 17 条 隊長は、後発巨大地震への注意を促す情報が発信された場合、次の措置を講ずるものとする。

- 1 関係機関相互及び組織内部において、確実に情報が伝達されるよう、あらかじめ定めた経路、体制及び方法により、周知徹底を図る。
- 2 先発地震の発生から 1 週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。
- 3 日頃からの地震への備えの再確認及び施設・設備等の点検等による円滑かつ迅速な避難の確保を行う。具体的には次による。
 - (1) 家具等の固定、事業所等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認
 - (2) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、顧客等や従業員等の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
 - (3) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

(訓練)

第 18 条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年 1 回以上行うものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
 - (2) 津波からの避難に関する訓練
 - (3) その他前各号を統合した総合防災訓練
- 2 訓練に際し、次の点に留意するものとする。
- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえること
 - (2) 他の計画主体等との共同訓練を行うこと
 - (3) 必要に応じて顧客等の協力及びその参加を得ること
 - (4) 地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めること
 - (5) 国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ること。
 - (6) 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること

3 第9条に規定する消防訓練と併せて実施することも可能とする。

(教育)

第19条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- 1 地震及び津波に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 4 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第20条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 1 地震及び津波に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、顧客等が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

附則は更新のたびに削除せず、追記して下さい

附則

この計画は、令和___年___月___日より施行する。

別表 1 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者		役職・氏名		役職名・防火管理者名			
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	担当区域	氏 名	担当区域	氏 名
各担当区域、責任者名を記入する							
担 当 者 の 任 務							
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の統括責任者 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 						
防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 防火管理者の補佐を行う。 						
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 						
職員等の注意事項							
<ol style="list-style-type: none"> 消火器、補助散水栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを探して置かないこと。 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 火元責任者は、担当区域の火気の状況は責任を持って管理すること。 その他 必要に応じ記入 							

別表2 自主検査チェック表（日常）「火気関係」

月

実施責任者				担当区域			
日	曜 日	実施項目					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

防火管理
者確認

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表3

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者				担当範囲				
実施日時								
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	
避難障害								
閉鎖障害								
操作障害等								
備考								
(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。							防火管理者確認	

(備考) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

必要に応じ追加、または削除

別表4

自主検査チェック表（定期）

実施項目	確認箇所	検査結果			
建物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。				
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。				
	(3) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。				
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。				
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・バラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。				
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。				
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。				
	(8) 消防隊非常用進入口 表示されているか。また、進入障害はないか。				
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。				
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。				
避難施設	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。				
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。				
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。				
火気設備器具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。				
	(2) ガストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。				
電気設備	(1) 変電設備 ① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。				
	(2) 電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。				
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 揭示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。				
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。				
	検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	_____	年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係	_____	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	_____	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

非該当項目は削除

別表5

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
補助散水栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年月日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがいるか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年月日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等はないか。	
漏電火災警報器 (年月日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年月日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年月日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるもののがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年月日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカーアップ等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年月日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年月日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○: 良、×: 不備・欠陥、△: 即時

役職名、または個人名を記入

別表 6

自衛消防隊の編成と任務

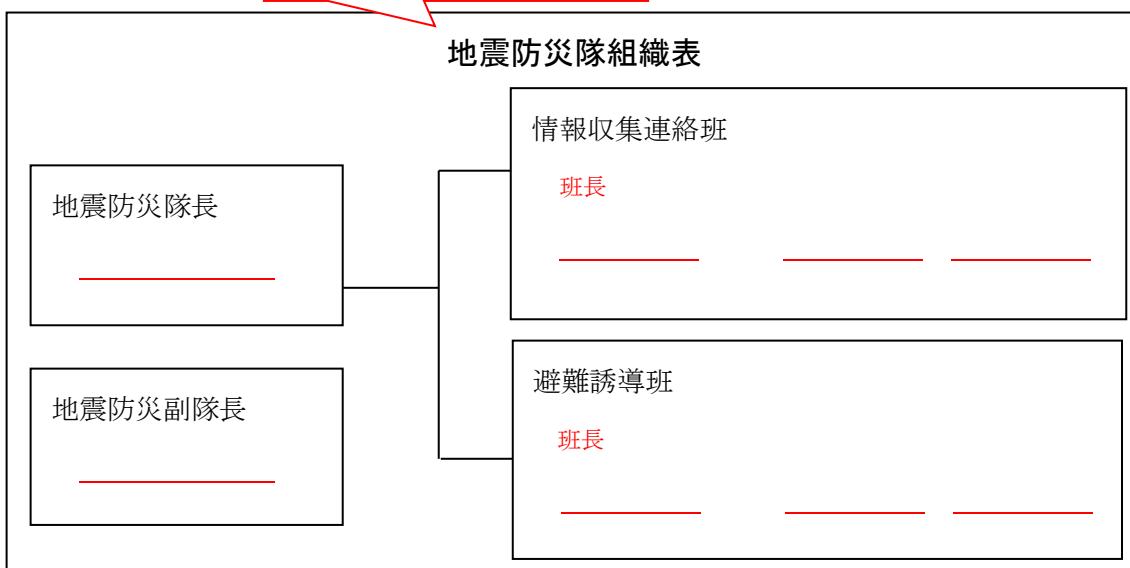
自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)	
自衛消防副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)	
自衛消防隊の編成 (平常時)	
階数に応じて追加、または削除	
1 階 地区隊長 _____	2 階 地区隊長 _____
連絡通報担当 _____	連絡通報担当 _____
初期消火担当 _____	初期消火担当 _____
避難誘導担当 _____	避難誘導担当 _____
安全防護担当 _____	安全防護担当 _____
応急救護担当 _____	応急救護担当 _____
平常時の任務	
通報連絡担当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡
初期消火担当	出火場所への急行、消火器等による初期消火
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護担当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供
警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
通報連絡担当	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火担当	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導担当	平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。
安全防護担当	点検担当として編成し、上記の初期消火担当の任務に同じ。
応急救護担当	応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材等の確認を行う。

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
 - 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。
- なお、事務室等に掲出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で替わった場合は、速やかに訂正することが必要です。

別表7

役職名、または個人名を記入

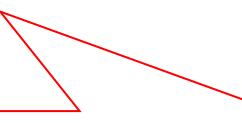


留意事項

地震防災隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、地震防災副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましい。

担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあらせること。 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに各避難口につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員等を避難誘導すること。 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

別表8 避難経路図

- 
- ・当該施設の位置が明らかになっているもの
 - ・当該施設から避難場所への経路が記載されているもの